

建築士の仕事の範囲及び構造計算の必要な建物・規模

建築士でなければ設計または工事監理できない範囲

構造	木造			鉄筋コンクリート造、 鉄骨造、石造、煉瓦造、 コンクリートブロック造 無筋コンクリートブロック造	下記の高さの構造	
高さ・ 階数 延べ面積 (㎡)	階数=1	階数=2 A	階数=3 B	高さ 13m、軒高 9m B	高さ > 13m B	軒高 > 9m B
	階数 2	階数 3				
0	資格要求なし (誰でもよい)			資格要求なし (誰でもよい)	1級建築士	
30						
100	1級建築士、2級 建築士、木造建築士			2階以上又は200㎡超 B		
200						
300	1級建築士、2級建築士					
500 B						
1000 以上						

注1) 印部分で、学校・病院・劇場・映画館・観覧場・公会堂・集会場(オーディトリアムの無いものを除く)・百貨店の場合は、1級建築士に限ります。

注2) 構造計算の必要な建物は、A及びBの欄です。

構造計算の上記範囲は概略ですので、改めて専門の設計事務所にご確認ください。

A	仕様規定(簡易計算法) 耐久性等関係規定 + 限界耐力計算など 耐久性等関係規定 + 大臣認定	いずれか
B	仕様規定 + 許容応力度計算法(ルート1) (略計) と同じ (略計) と同じ	いずれか
B	仕様規定 + 許容応力度計算法(ルート2) (略計) と同じ (略計) と同じ	いずれか
B	仕様規定 + 許容応力度計算法(ルート3) (略計) と同じ (略計) と同じ	いずれか

高さ60mを超える建築物は国土交通大臣が定める基準に従った計算